

茨城の生物多様性戦略（仮称）骨子案

平成〇〇年〇月

茨 城 県

目次

はじめに（知事あいさつ）	1
第1章 地域戦略の策定にあたって	1
第1節 戦略策定の背景と経緯	1
第2節 戦略策定の視点	1
第2章 生物多様性とその意義	1
第1節 生物多様性とは	1
第2節 生物多様性から受ける恵み	1
第3節 生物多様性を脅かす要因	1
第3章 茨城県における生物多様性の現状と課題	2
第1節 茨城県の自然環境	2
第2節 様々な生態系における生物多様性の現状と課題	2
第3節 茨城における人々や産業と生物多様性の関わり	2
第4章 「茨城の生物多様性戦略」の目標と4本の柱	2
第1節 目標と期間及び見直しについて	2
第2節 戦略の4本の柱	3
第5章 茨城県における保全と持続可能な利用に関わる具体的施策	3
第1節 4本の柱に沿った具体的な取り組み	3
第2節 気候変動に関わる取り組み	4
第3節 放射性物質汚染に関わる取り組み	4
第4節 関係主体ごとの役割と取り組み	4
附・資料	5

はじめに（知事あいさつ）

第1章 地域戦略の策定にあたって

第1節 戦略策定の背景と経緯（関係法令、茨城県環境基本計画など）

第2節 戦略策定の視点

- ・生物多様性の重要性を正しく認識する
- ・生物多様性の保全や持続可能な利活用と県の様々な施策との有機的な結びつき
- ・様々な方法による県民各界の意見の汲み上げ
- ・生物多様性の重要性についての県民の意識向上
- ・実際に生物多様性を保全できる体制をいかに作るか

第2章 生物多様性とその意義

第1節 生物多様性とは

○3つのレベルの多様性（生態系、種の多様性、種内の遺伝的多様性）

- (1) 生態系の多様性
- (2) 種の多様性
- (3) 種内における遺伝的多様性

第2節 生物多様性から受ける恵み

○生態系サービスの4つのタイプ

- ・水や酸素、無機栄養塩などの物質循環を支え、生命の源となる（基盤サービス）
- ・食べ物や木材、医薬品の原料、水などをもたらす（供給サービス）
- ・各地域に順応した文化を発達させる（文化的サービス）
- ・土砂崩れなどを防いだり、空気を浄化して安全な暮らしを支える（調整サービス）

第3節 生物多様性を脅かす要因

1. 開発行為による自然の破壊、生息環境の不連続化・縮小化
2. 過剰な採集や捕獲
3. 外来生物の侵入・導入
4. 里山など、二次的自然への関わりの減少
5. 気候変動による生息地の環境変化

第3章 茨城県における生物多様性の現状と課題

第1節 茨城県の自然環境

1. 茨城県の面積、地勢、気候
2. 生態系の多様性と動植物相の特徴
3. レッドデータブックから見た希少生物

第2節 様々な生態系における生物多様性の現状と課題

1. 山地・森林地域（八溝、花園、筑波山系など）
2. 里地里山地域（雑木林、カヤ場、水田、溜池、水路）
3. 社寺林（鹿島神宮など）
4. 都市化した地域
5. 河川（那珂川、久慈川、小貝川など）
6. 湖沼・湿地（涸沼、霞ヶ浦など）
7. 沿岸地域及び海域・干潟（砂丘、岩浜、沿岸水域）

第3節 茨城における人々や産業と生物多様性の関わり

1. 人と自然の関わり
の歴史
(縄文以来の暮らしと自然、里山の形成、農耕、近代産業)
2. 農林業と生物多様性
3. 水産業と生物多様性
4. その他の産業と生物多様性
5. 地方文化と生物多様性
6. 原発事故による放射性物質汚染と生物多様性

第4章 「茨城の生物多様性戦略」の目標と4本の柱

第1節 目標と期間及び見直しについて

1. 目標

(1) 中長期目標

- ・人類が生物多様性から得ている恩恵を理解し、その保全に努める社会の形成
- ・人と自然が調和・共存し、世代を越えてそれを守り伝えられる社会の形成
- ・生態系を持続可能な形で利活用できる社会の形成

(2) 短期目標

- ・個別の課題

2. 期間

(1) 中長期目標（2050年）

(2) 短期目標（2024年）

3. モニタリングと見直し

第2節 戦略の4本の柱

1. 生態系の保全

2. 生態系の持続可能な利用

3. 生態系保全と持続可能な利用を支え、推進する仕組み

4. 生態系の保全と持続可能な利用に関する教育・普及活動

第5章 茨城県における保全と持続可能な利用に関わる具体的施策

第1節 4本の柱に沿った具体的な取り組み

1. 生態系の保全に関わる取り組み

(1) ブナ・ミズナラ林等、原生林の保全

(2) 里山地域や平地林、湿地、二次草原等の保全・再生

(3) 農地や水路の保全

(4) 河川流域における上下流一体の取組

(5) 県内湿地のラムサール条約登録推進

(6) 霞ヶ浦における湖内及び湖岸植生の保全・再生

(7) 希少生物の保護・保全

(8) 野生鳥獣の保護管理

(9) 外来生物の根絶と抑制

2. 生態系の持続可能な利用に関わる取り組み（農業、林業、漁業、狩猟、伝統・文化等）

（取り組みの例：広く委員の意見・提案をきく）

(1) 杉・檜植林地の管理と県産材利用の促進

(2) 霞ヶ浦・涸沼の水質浄化と水産業の維持・発展

(3) 里山里地の整備による自然とのふれあい促進

(4) 河川・湖の親水域の整備とレクリエーションへの活用

(5) 生物多様性と伝統文化の保存

3. 生態系の保全や持続可能な利用を支え推進する仕組み

(1) 地域戦略遂行のための組織構築

① 保全や持続的利用を推進・調整する拠点組織の設置（生物多様性センターなど）

② 必要な条例等の制定

③適正なモニタリング実現のための体制構築

(2)様々な機関・組織との連携・協力

①県の関連組織・部署

- ・生活環境部、農林水産部、教育庁
- ・霞ヶ浦環境科学センター
- ・ミュージアムパーク茨城県自然博物館、アクアワールド茨城県大洗水族館
- ・茨城県林業技術センター、農業総合センター、鳥獣センター、水産試験場

②市町村の関連組織・機関

③国（環境省・農林水産省）や隣県、市町村

④大学や研究機関（共同研究など）

- ・筑波大学、茨城大学など
- ・（独立行政法人）国立環境研究所、森林総合研究所、中央農業総合研究センター、農業環境技術研究所、農業生物資源研究所、国立科学博物館など
- ・生態系の保全・活用を支え、推進する人材の育成

⑤民間企業・事業者

⑥ NPO 等、民間活動組織（共同研究、モニタリングなど）

- ・つくば環境フォーラム・宍塚の自然と歴史の会、茨城生物の会など

4. 生態系の保全や持続可能な利用を推進する教育・普及活動

(1)小中学校、高校における環境系授業の実践、野外活動の推進（総合的学習との連携）

(2)大学における環境系授業の実践、野外活動の推進

(3)社会教育組織・施設による環境教育の推進

(4)ボランティアの活用による教育・普及活動の推進

(5)生態系の保全・活用を支え、推進する人材の育成

第2節 気候変動に関わる取り組み

1. 気候変動が生物多様性や生態系に及ぼす影響

2. 気候変動を防ぐ県および県民の取り組み

第3節 放射性物質汚染に関わる取り組み

1. 生物群集に与える影響のモニタリング

2. 効果的な除染方法の検討

第4節 関係主体ごとの役割と取り組み

1. 行政

2. 県民・市民
3. 大学・研究機関
4. 事業者
5. NPO 団体など

附・資料

1. 用語解説
2. 参考文献
3. その他